

○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令

(昭和四十九年四月十五日 厚生省・通商産業省令第一号)

〔沿革〕 昭和四十九年六月七日厚生・通商産業省令第二号、五八年七月三〇

日第一号、六二年一月一〇日第一号、平成二年二月二日第一号、

九年三月二六日第一号、一〇年三月三〇日第一号、一二年一月

二九日第三号、一三年三月三〇日厚生労働・経済産業・環境省令

第三号、一五年二月三日第一号、一六年一月一九日第一号、二十

二年二月一日第二号改正

最終改正 平成二十二年二月一日

厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(新規化学物質の製造等に係る届出)

第二条 法第三条第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式

第一の届出書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

一 新規化学物質の名称

二 新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製

法の概略)

三 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成

四 新規化学物質の用途

五 新規化学物質の製造又は輸入の開始後三年間における毎年の製造予

定数量又は輸入予定数量

六 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質

を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名(外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出)

第二条の二 法第五条の二第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第一の二の届出書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

一 新規化学物質の名称

二 新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)

三 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成

四 新規化学物質の用途

五 新規化学物質の本邦への輸出開始後三年間における毎年の輸出予定数量

六 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名(新規化学物質の製造等の届出を要しないことの確認に係る届出)

第三条 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けようとする者は、

あらかじめ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式による届出書及び同表の下欄に掲げる確認書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百一十号。以下「令」という。)第二条第一項第一号	様式第二	様式第三
二 令第二条第二項第二号	様式第四	様式第五

(確認を受けた新規化学物質に係る報告)

第三条の二 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けた者は、毎年度六月末日までに、前年度における当該新規化学物質の取扱状況について様式第八による報告書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、前年度に当該新規化学物質を製造せず、輸入しなかつた場合にはこの限りではない。

(少量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条 法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、毎年、次の各号に掲げるいずれかの期間に、第一号に掲げる期間については当該期間の属する年の四月一日から、第二号から第四号までに掲げる期間についてはそれぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月一日から、それぞれ当該期間の属する年の翌年三月三十一日までに製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、様式第九の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

一 一月二十日から同月三十日まで

二 六月一日から同月十日まで

三 九月一日から同月十日まで

四 十二月一日から同月十日まで

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量について、法第三条第一項第五号の確認をしてはならない。

一 一の新規化学物質に係る前項第一号の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トンを超える場合当該新規化学物質に係る同号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

二 一の新規化学物質に係る前項第一号及び第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量(法第四条の

二第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。以下この項において同じ。)が一トンを超える場合 当該新規化学物質に係る前項第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

三 一の新規化学物質に係る前項第一号から第三号までの期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トンを超える場合 当該新規化学物質に係る前項第三号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

四 一の新規化学物質に係る前項各号の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トンを超える場合 当該新規化学物質に係る前項第四号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

(高分子化合物の確認に係る申出)

第四条の二 法第三条第一項第六号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、様式第十の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

(低生産量新規化学物質の特例に係る申出)

第四条の三 法第四条の二第一項の申出は、法第三条第一項の届出をする際に、様式第十一の申出書を様式第一の届出書に添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

(低生産量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条の四 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、同条第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が同条第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた日(以下「通知日」という。)の属する年度(以下「通知年度」という。)に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

2 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、通知年度の翌年度

以降の年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、毎年、製造し、又は輸入しようとする年度の前年度の三月一日から同月十日までの期間に、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

3 通知日が三月である場合における通知年度の翌年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする場合における前項の規定の適用については、「二月一日から同月十日まで」とあるのは「通知日から十日を経過した日まで」とする。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量について、法第四条の二第四項の確認をしてはならない。

一 一の新規化学物質に係る第一項の申出をした日までになされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量（法第三条第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。以下この項において同じ。）が十トンを超える場合 当該新規化学物質に係る第一項の申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

二 一の新規化学物質に係る第二項の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が十トンを超える場合 当該新規化学物質に係る第二項の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

三 一の新規化学物質に係る第二項及び第三項の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が十トンを超える場合 当該新規化学物質に係る第三項の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

（低生産量新規化学物質の審査の継続）

第四条の五 法第四条の二第七項の申出は、様式第十二の申出書に同条第八項の試験の試験成績を添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

（電子情報処理組織による届出等）

第四条の六 法第三条第一項の届出、法第四条の二第一項及び第七項の申出、第三条の申出並びに第三条の二の報告（以下「届出等」という。）

を行おうとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織（厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 電子届出等様式（届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、届出等を書面等により行うときに従うこととされている様式（以下「書面届出等様式」という。）に記載すべき事項のうち、届出等の名称、届出等を行う日付、届出等を行う相手方の名称、届出等を行う者の住所、届出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに届出等を行う旨の表示を記録すべきものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。以下同じ。）に記載すべき事項

二 書面届出等様式に記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

三 当該届出等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項であつて、前号に掲げる事項を除いたもの

2 前項の届出等を行おうとする者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十

二年法律第百二二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(届出等を行うおととする者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行うおととする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書

三 前号に規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定める電子証明書

(電子情報処理組織による少量新規化学物質等の確認に係る申出)

第五条 第四条第一項又は第四条第二項の申出を行うおととする者は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を申出を行うおととする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一 電子届出等様式に記録すべき事項

二 第四条第一項又は第四条第二項の規定により申し出るべきこととされて

2 前項の申出を行うおととする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項

に規定する電子証明書

三 前号に規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める電子証明書

第六条 前条の入力は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇二〇八附属書一で規定する方式に従つてしなければならない。

2 前条の入力は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(氏名等を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用法第三条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第四条の六第二項各号及び第五条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申出と併せて送信することをいう。

(申出者コード)

第八条 第五条第一項の規定による申出を行うおととする者は、あらかじめ申出者確認コードその他必要な事項を様式第十四により記載した書面を提出することにより厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に申出者コードを付与するものとする。

3 第一項の申出を行った者は、申し出た事項に変更があつたとき又は申出者コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十五又は様式第十六によりその旨を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

附 則

1 この省令は、昭和四十九年四月十六日から施行する。

2 この省令の施行の日の属する年度における第四条の規定の適用については、同条第一項中「それぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月

一日から」とあるのは「第一号に掲げる期間にあつては五月十六日から、第二号及び第三号に掲げる期間にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月一日から」と、同項第一号中「三月一日から同月十日」とあるのは「四月十六日から同月二十五日」と、同条第二項各号中「二トン」とあるのは「八百七十五キログラム」とする。

附 則

(平成二六年一月一九日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日の属する年度に法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする場合における改正後の新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「一月二十日」とあるのは「二月二十日」と、「同月三十日」とあるのは「翌月一日」とする。

附 則

(平成一七年一月二一日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成二十二年二月一日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第1）

様式第1（第2条関係）

新規化学物質製造・輸入届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 印

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
4. 新規化学物質の用途
5. 新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
4. 届出に係る新規化学物質が法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第1項の申出を行う場合には、様式第11「低生産量新規化学物質の審査の特例届出書」を添付すること。
6. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
7. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第1の2）

様式第1の2（第2条の2関係）

外国における製造者等の新規化学物質製造・輸出届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 印

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の2第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の2の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
4. 新規化学物質の用途
5. 新規化学物質の本邦への輸出開始後3年間における毎年の輸出予定数量
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
4. 届出に係る新規化学物質が法第5条の2第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
5. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第2）

様式第2（第3条関係）

中間物としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入) 予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地(新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を中間物として使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在地	
8. 新規化学物質の使用により製造される化学物質の名称	
9. その他参考となるべき事項	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 別紙として以下の書類を添付すること。
- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
 - (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
 - (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
 - (4) 製造(輸入)しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した書面
 - (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
3. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
7. その他参考となるべき事項には、当該新規化学物質を用いて最終的に製造される物質の用途及び名称を可能な限り記載するものとする。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第3）

様式第3（第3条関係）

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつ
ては、その代表者の氏名
住 所

印

新規化学物質である[申出物質名]が中間物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 数量の単位は k g とし、小数点第 1 位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 中間物として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質が他の化学物質となるまでの経路及び新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第4）

様式第4（第3条関係）

閉鎖系等用途としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し上げます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入) 予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地(新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を中間物として使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在地	
8. 新規化学物質の用途	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2. 別紙として以下の書類を添付すること。
- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
 - (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
 - (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
 - (4) 製造(輸入)しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
 - (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
3. 数量の単位は k g とし、小数点第 1 位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第5）

様式第5（第3条関係）

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつ
ては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質である[申出物質名]が閉鎖系等用途として使用（施設又は設備の外へ排出されるおそれのない方法で使用）され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 閉鎖系等用途として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質の用途及び使用方法並びに新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところから従って使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第6）

様式第6（第3条関係）

輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し上げます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入) 予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地(新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を輸出しようとする国名又は地域	
7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	

備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。

2. 別紙として以下の書類を添付すること。

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (4) 製造(輸入)しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

3. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。

4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。

5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第7）

様式第7（第3条関係）

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつ
ては、その代表者の氏名
住 所

㊟

新規化学物質である[申出物質名]が輸出専用品であることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地
3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量
4. 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況
5. 新規化学物質が確認を受けたところに従つて輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第8）

様式第8（第3条の2関係）

新規化学物質製造（輸入）報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所

Ⓜ

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 { 第2条第1項第1号
第2条第1項第2号
第2条第1項第3号 } に該当する場

合の新規化学物質の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の2の規定により、次のとおり報告します。

1. 新規化学物質の名称	
2. 確認を受けた年月日	
3. 製造（輸入）実績数量	
4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量（令第2条第1項第3号の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量）	
5. 製造（輸入）、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況	
6. 確認を受けた内容について軽微な変更があつた場合には、その変更内容	
7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
3. { } のうち該当しない文字は、まつ消すること。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第9）

様式第9（第4条第1項関係）
少量新規化学物質製造・輸入申出書

事業場の名称			
所在地			
新規化学物質の名称			
新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）			
新規化学物質の物理化学的性状			成分組成
確認を受けようとする年度（製造・輸入を行おうとする年度）			
製造予定数量又は輸入予定数量			kg
新規化学物質の用途			
新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名			
参考事項			

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名の欄に記入すること。
3 参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
4 申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
5 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し上げます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

(印)

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

(低生産量新規化学物質電算処理コード)

① 構造コード
【分子式に含まれる元素の数等】

1	10										20										25	28				32			
構造分類	C	C	H	O	N	S	F	G	原子番号	数	原子番号	数	最大環	環の最多C開始鎖	C(含C O H)	直結(O H)	その他の原子団等	異性体	全量中間物でない	用途番号	小数点								
	二・四	三						1	2										+	+									

② 用途コード
【用途番号等】

③ 申出数量 (kg)

④ 過去の確認物質

35	40										47										50					55					60					
前年度の	前年度の										前年度の										前年度の					会社コード					受付コード					
確認物質	確認数量(Kg)										実績数量(Kg)										受付番号										受付番号(右詰め)					

⑤ 前年度の確認数量 (Kg)

⑥ 前年度の実績数量 (Kg)

⑦ 前年度の受付コード
【受付番号等】

⑧ 会社コード

⑨ 受付コード
【受付番号等】

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第10）

様式第10（第4条の2関係）

法第3条第1項第6号に係る高分子化合物製造・輸入申出書

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式（不明の場合はその製法の概略）	
3. 新規化学物質の数平均分子量	
4. 新規化学物質の重量平均分子量	
5. 新規化学物質の単量体単位 のモル比	
6. 新規化学物質の単量体単位 の重量比	
7. 新規化学物質の外観	
8. 新規化学物質の用途	
9. 新規化学物質の純度及び不純物	
10. その他参考となるべき事項	

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 別紙として以下の書類を添付すること。
 - (1) 試験サンプルの純度、不純物及びその含有量
 - (2) 試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示番号等、単量体単位
のモル比及び重量比
 - (3) 物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解性試験結果
 - (4) 水・有機溶媒溶解性試験結果
 - (5) 分子量分布、分子量1,000未満成分の含有量等
 - (6) 懸念官能基等の有無
3. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
4. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第6号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の2の規定により、上記のとおり申し上げます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 印
住 所

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

連絡担当者： 部署..... 住所.....〒.....
氏名..... 電話.....（.....）

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第11）

様式第11（第4条の3関係）

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 印

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第1項の判定を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の3の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 申出に係る新規化学物質が法第4条の2第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第13）

様式第13（第4条の5関係）

低生産量新規化学物質継続審査申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 印

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第7項の判定を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の5の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第7項の判定に必要な試験の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第14）

様式第14〔第9条〕

電子情報処理組織使用開始申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 (印)
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第9条第1項の規制に基づき、次のとおり申し出ます。

申出者確認コード

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「申出者確認コード」の欄には、暗証番号として用いる 7 桁のアラビア数字の組合せを記入すること。
 - 3 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第15）

様式第15〔第9条〕

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 (印)
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第9条第3項の規制に基づき、次のとおり届け出ます。

変更事項

変更前
変更後

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「変更事項」の欄には、「届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」又は「届出者の住所」を記載すること。
 - 3 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第16）

様式第16〔第9条〕

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 (印)
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第9条第3項の規制に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 届出者確認コード
- 2 届出者コード

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。